

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

検察官の控訴趣意は、末尾に添附した別紙記載のとおりであつて、これに対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

論旨第二点について。

原判決が、無罪の理由として、被告人に対する公訴事實は云々というにあるも、その証明が充分でないから、刑事訴訟法第三百三十六條に則り、無罪の言渡をする旨の簡単な説明に止めているとは所論のとおりであるが、しかし、右刑事訴訟法第三百三十六條には、「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」と規定しているだけであつて、且つ、無罪の言渡をするについては、有罪の言渡をする場合の同法第三百三十五條のような特別の規定が存しないの〈要旨〉であるから、無罪判決の理由としては、被告事件が罪とならないか、若しくは、被告事件について犯罪の証明が〈要旨〉ないかのうちいずれかの一つによつて無罪の言渡をするものであることを示せば足るものと解すべきところ、原判決は、無罪の言渡をする理由として、前示のように、本件の公訴事實を具体的に掲げた上、その証明が充分でないから、刑事訴訟法第三百三十六條に則り、無罪の言渡をする旨を判示しているのであるから、同法の要求する前示の要件を十分に具備するものというべく、従つて、原判決には、所論のような違法があるものということとはできない故に、所論は到底採用に値しない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄)